

2019年2月26日
在グアテマラ日本国大使館

1 内政

（1）政府・国連間のCICIG設置合意の破棄

（ア）国連本部におけるホベル外相の会見

1月7日、ホベル外相はニューヨーク国連本部を訪問し、グテーレス国連事務総長と会談した。その後同外相は単独で会見を開き「グアテマラ政府は、政府と国連の「グアテマラ無処罰問題対策国際委員会（CICIG）設置に関する合意」を即座に終了することを決定した。24時間以内にグアテマラ国内にいるCICIG外国人職員らは同国から退去しなければならない」と述べた。

（イ）グアテマラにおけるモラレス大統領の会見

同日、グアテマラにおいてモラレス大統領は、カブレラ副大統領、外相を除く全閣僚およびCICIG・検察庁による捜査の被害者とされる人々を引き連れて会見を行い、政府・国連のCICIG設置合意の破棄決定の正当性を説明した。同大統領は「CICIGはグアテマラの主権を侵害し、グアテマラを危険に陥れたため、政府は同合意の破棄を決定した。ベラスケスCICIG委員長は内政問題へ干渉しグアテマラを政治化した。CICIGの問題に関し政府は国連との対話を要請してきたが、国連からの反応はなかった。CICIGは説明責任を果たさず、国内法・人権を侵害し、当国を分断させ、政府高官や国会議員等のみを対象とした選択的で恣意的な追及を行ってきた」と主張した。

（ウ）国連の反応

同日、国連は「過去16カ月の間、グアテマラ政府とさまざまなレベルにおいて建設的な会合を行ってきた。グテーレス国連事務総長は、グアテマラ政府の決定を完全に拒絶する」との声明を発表した。

（エ）CICIG外国人職員の退去

1月8日、CICIG事務所（グアテマラシティ第14地区）から数台の車両が出て行き、CICIG外国人職員やその家族がグアテマラからの退去を開始した。ポンセCICIG広報官は「政府はCICIG設置合意の破棄を決定したため、グアテマラ当局が事務所に押し入る等不測の事態へ対処するためのプランとして、CICIG外国人職員に対し暫定的に当国を退去するよう要請した」と述べた（2月時点で、CICIG外国人職員の退去が完了しCICIG事務所には現地スタッフが勤務するのみである）。

（オ）憲法裁判所の裁定

1月9日、憲法裁判所は「本裁定には、政府によるC I C I G設置合意破棄の決定を停止する効力がある。本裁定は、大統領、副大統領、国会、外相、内相、国防相、国家訟務庁（P G N）および検事総長に対して通知される。通知を受けた者らは本裁定に従わなければならない」旨の裁定を下した。同裁定は、市民団体等により提出されていた、政府によるC I C I G設置合意破棄の決定に対する異議申し立てに回答する形で発表された（2月時点で、政府はC I C I G設置合意破棄の決定を維持している）。

（カ）各国の反応（概要）

・米国（米国大使館）（8日）

「米国大使館は、グアテマラ国民に対し平和を維持し暴力を控えるよう求める。当国における反汚職に向けた未来が危惧される。法の支配、汚職撲滅および無処罰問題の解決は、治安、安定性および繁栄にとって重要であり、当国のみでなく全ての地域に影響を与えるものである。」

・G 1 3（主要ドナー国・国際機関から成る当国支援主要国グループのG 1 3メンバー国である独、加、西、米、仏、伊、スウェーデン、スイス、英およびEUに加え、ノルウェーとオランダの共同声明）（8日）

「グアテマラ政府が憲法秩序、民主制、法の支配および権力分立を尊重することが重要である。民主的機関による汚職・無処罰問題との闘いに向けた取り組みを支持する。」

・カナダ（クリスティア・フリーランド・カナダ外相）（10日）

「カナダ政府は、モラレス大統領およびホベル外相による一方的なC I C I G設置合意破棄の決定について深く失望している。」

・ドイツ（ドイツ外務省）（11日）

「ドイツ政府は、グアテマラ政府によるC I C I G合意破棄の決定について憂慮し、失望している。同決定は憲法裁判所により停止措置を受けたものであり、ドイツ政府は、グアテマラ政府が同決定を再考することを期待する。C I C I Gのマンデート（設置期間）は9月までであり、C I C I Gがその期限まで何の障害もなしにグアテマラでの活動を続けることは重要である。」

・ウルグアイ（ウルグアイ外務省）（11日）

「ウルグアイ政府は、グアテマラ政府がC I C I G合意破棄を決定したことを遺憾に思う。C I C I Gではウルグアイ内務省の職員も勤務している。ウルグアイは、グアテマラ政府の同決定に対する国連事務総長の懸念を共有する。」

・英国（アラン・ダンカン英外務省閣外大臣）（14日）

「グアテマラ政府によるC I C I G設置合意破棄の決定について、英は極めて失望している。C I C I Gはグアテマラの汚職・無処罰問題との闘いに貢献し、グアテマラの国家機関を強化してきた。」

(キ) デモの実施

1月12日および14日、グアテマラシティ（主に第1および第10地区）および地方において反政府デモが実施された。主な参加者は、市民団体、農民、先住民、学生、音楽家、芸術家、宗教関係者（主にエバンヘリコ（キリスト教福音派）、カトリック）であった。デモ隊は「汚職政府を拒絶する」と書かれたプラカードを持って行進した。

他方、政府支持派の人々によるデモも実施され、グアテマラシティ第4地区にある当国でも主要な市場「La Terminal」の商人らによって主導された。商人らは早朝から第4地区に集合し「C I C I G 追放賛成」と書かれた垂れ幕を持ち、憲法広場に向かって行進した。ただし、彼らは昼頃には解散し、長時間デモを続けることはなかった。

反政府派および政府支持派の両方を合わせると、デモの規模は数百～数千人程度であった。

(2) 3名の憲法裁判所判事に対する不逮捕特権剥奪請求

(ア) 不逮捕特権剥奪請求の提出

1月9日、最高裁は、3名の憲法裁判所判事に対する不逮捕特権剥奪請求を受理し、同請求の可否を国会で審議するよう決定した。

同請求は12月12日に市民団体「Asociacion Dignatario de la Nacion」（ADN）により提出されており、対象である3名は、グロリア・ポラス判事、ポネルヘ・メヒア判事およびフランシスコ・デ・マタ・ベラ判事である。同市民団体は「同3名は不正行為、憲法違反、憲法違反の決定を下した罪および職権の乱用を犯した。特に、当国外務省によるコンパス駐グアテマラ・スウェーデン大使交代要請に関して、2018年5月29日、同3名の判事の賛成意見により、グアテマラ憲法裁判所は同交代要請を無効とする仮処分決定を下し、同スウェーデン大使はそのまま留任することとなった。憲法第183条により、外交に関する決定を行うのは大統領の権限（およびそれを委託される外務省の権限）であるにもかかわらず、同3名は自らの権限を逸脱し、大統領（外務省）の決定を無効とした」と主張している。

同3名は、9日の憲法裁判所による「政府のC I C I G 設置合意破棄の決定は停止される」旨の裁定、2018年9月の「ベラスケスC I C I G 委員長の入国を認める」旨の裁定など、これまで政府の措置を覆す裁定に賛成意見を示してきた判事たちである。

市民団体である「市民運動」（AC）代表のマンフレッド・マロキン氏は「政府や大多数の国会議員等は汚職追及を妨害するために必死である。彼らにとって憲法裁判所の同3名は邪魔な存在なのである」と述べた。

(イ) 国会調査委員会の設置

1月17日、国会は同不逮捕特権剥奪請求の調査委員会を設立した。同委員会設立に際して国会は抽選を行い、ホセ・エルナンデス国民革新党（UCN）議員（調査委委員長）ら5名の国会議員がメンバーとして選ばれた。

調査委員会は同3名の判事に対する不逮捕特権剥奪請求を調査し、報告書を作成して国会へ提出する予定である。その後、同報告書に基づき、国会議員らは同3名の不逮捕特権剥奪に賛成するか否か投票を行う。賛成が105票／158票（全議席の2／3以上）を上回った場合、同3名の不逮捕特権は剥奪される（投票は3名の判事それぞれに対して行われる）。

(ウ) 憲法裁判所の裁定

1月23日、憲法裁判所は、提出されていたロダス人権擁護官による異議申し立てを認め「最高裁は同不逮捕特権剥奪請求の受理を決定したが、憲法裁判所は同決定を停止し、同請求に関連する全ての訴追行為を無効とする」との裁定を下した。

人権団体「人権活動センター（CALDH）」の弁護士エクトール・レジエス氏は「今回の裁定は良いものである。国会が同裁定を遵守し、3名の憲法裁判所判事への不逮捕特権剥奪請求の審議を停止することが期待される」と述べた。

他方、「反テロリスト財団」（反CICIG派）のラウル・ファジャ弁護士は「同裁定には驚いている。憲法裁判所は3名の判事の利益のために自ら異議申し立てを認めたこととなり、法的に許されるものではない。違法に異議申し立てを認めた憲法裁判所に国会が従う必要はない。同3名への不逮捕特権剥奪請求に関する審議は継続される」と述べた。

(エ) 市民団体の要請とポラス検事総長の声明

1月27日、複数の市民団体は、憲法裁判所の裁定を遵守していない政府高官らに対する捜査を実施するようポラス検事総長に請求した。市民団体はホベル外相、デゲンハルト内相およびドナド国家訟務庁（PGN）長官の3名が同裁定を遵守していないと主張した。

1月28日、ポラス検事総長は「複数の市民団体による請求に基づき、各検事らに対しそれぞれの捜査を開始するよう指示した。同捜査は、市民団体が主張する犯罪の事実を確かめ、責任者を特定し、関連する法律に従って必要な措置を講じるためのものである。

「異議申し立て・人身保護および合憲性に関する法律」（Ley de Amparo, Exhibición Personal y de Constitucionalidad）に基づき、3名の憲法裁判所判事に対する不逮捕特権剥奪請求に関する国会の調査委員会は審議活動を停止しなければならない。停止されない場合、検察庁は法律に従って必要な措置を講じる。

(オ) 国会調査委員会の反応

同日、国会調査委員会は、3名の判事に関する状況を審議するため第一回会合を1月29日に予定していたが、同会合をキャンセルした。同委員会の委員長であるホセ・エルナンデス国民革新党（UCN）議員は「憲法裁判所の裁定に従い、同3名の判事に対する不逮捕特権剥奪請求に関連する行為は停止されなければならない」と述べた。他方、同委員会を構成する他の議員らの中には「同委員会の審議は停止されるべきではなく、当初の予定通り審議を続けるべきである」と主張する議員もいる。

(3) 2019年総選挙（大統領選含む）の公示

1月18日、最高選挙裁判所（TSE）はミゲル・アンヘル・アストウリアス文化センター（グアテマラシティ第1地区）にて、2019年総選挙（大統領選含む）の公示を宣言する式典を開催し、エリサルディ最高選挙裁判所（TSE）長官は、民主主義に基づいた自由選挙実施の重要性を強調した。大統領選の日程は以下のとおり。

<2019年大統領選の日程>

日程	内容
1月18日	大統領選公示
1月19日～3月17日	候補者登録期間
3月18日～6月14日	選挙キャンペーン期間
6月16日	第一回投票（17日～21日に開票作業）
8月11日	決選投票（*1）
10月（日付未定）	無効投票による再選挙（*2）
2020年1月14日	新大統領就任

- *1. 第一回投票で過半数に達した候補がない場合に実施。過去のどの大統領選でも決選投票が実施されている。2019年選挙でも決選投票まで施される可能性が高いと見られている。
- *2. 2016年における政党選挙法の改正で無効投票（Voto Nulo）が規定された。同法によると、無効投票（エックスマークが書かれた投票用紙）数が全投票数の過半数を占めた場合に再選挙が行われる。

(4) 2018年腐敗認識指数でグアテマラは史上最低順位を記録

1月29日、Transparency International（汚職対策に取り組む国際的 NGO）は、2018年腐敗認識指数（Corruption Perceptions Index）を発表し、グアテマラは144位／180カ国であり、史上最低順位を記録した。モラレス政権発足後、2016年に136位、2017年に143位と悪化し、同政権

下で順位は8つ下がり、グアテマラの汚職というイメージを改善することはできなかった。

市民団体である「市民運動」(AC)代表のマンフレッド・マロキン氏は「政府は2019年に入りCICIG追い出しを先鋭化させ、CICIGを実質的に追放した(上記(1))ため、今後の腐敗認識指数はさらに悪化するだろう」と述べた。

2 外交

(1) ベネズエラ情勢に関するグアテマラ政府の声明(概要)

(ア) 第二次マドゥーロ政権発足に関する声明(11日付)

「1月4日に発出されたりマ・グループ宣言のとおり、グアテマラ政府は1月10日に開始したベネズエラのニコラス・マドゥーロ・モロス政権の新たな任期の正当性を認めていない。

グアテマラは、1月10日の米州機構(OAS)臨時総会で採択された、ベネズエラ情勢に関する決議を歓迎する。

グアテマラ政府は外務省を通じ、設立以来のりマ・グループ・メンバー国として、同グループの宣言および行動に対する確固たる支持を改めて表明する。りマ・グループが、ベネズエラ国民が直面する深刻な危機の解決策を見つけるために行っている努力を引き続き支援していく。」

(イ) グアイド国会議長の一時拘束に関する声明(13日付)

「ベネズエラ共和国内務司法省諜報局(SEBIN)によるファン・グアイド国会議長の恣意的な逮捕・拘留を強く非難する。

平和と治安を危険に晒す如何なる武力の行使および挑発行為を拒絶する。ベネズエラにおいて民主的に選出された唯一の憲法上の機関である国会への支持を改めて表明する。」

(ウ) グアイド暫定大統領承認に関する外務省声明(23日付)

「グアテマラ政府は、本日(23日)ベネズエラ共和国の暫定大統領として就任したファン・グアイド国会議長に対する支持を表明する。同国会議長の暫定大統領就任により、同国を苦しめる重大な政治・経済・社会・人道的危機を平和的に解決するための道が開かれる。

グアテマラ政府は、2015年12月6日に合法的に選出された国会を同国で民主的に選ばれた合憲的機関として承認し、完全なる支持を表明する。

グアテマラ政府は、我々の兄弟国における民主主義と人権の尊重を再興し、ベネズエラ国民の尊厳ある生活の回復につながる域内または多国間イニシアティブに対する支持を継続する。」

(2) 中米移民問題解決へ向けた「統合的開発計画」に関する会合

(ア) 外務次官級会合：ロードマップ案の作成

1月23～25日、グアテマラシティにて、Tricamex（グアテマラ、エルサルバドル、ホンジュラスおよびメキシコ）の外務次官および国連ラテンアメリカ・カリブ経済委員会（CEPAL）の代表者は、移民問題解決へ向けた「統合的開発計画」（Plan de Desarrollo Integral）の具体化について協議し、同計画のロードマップ案を作成した。

同計画は、Tricamexが共同で移民問題に取り組むための枠組みで、メキシコ政府の主導で計画の発展および投資を行い、グアテマラ、エルサルバドルおよびホンジュラスが共同で参画し、CEPALが計画実現のための支援を行う。

(イ) メキシコにおける外相級会合

1月31日、ホベル外相はメキシコシティを訪問し、エルサルバドル、ホンジュラス、メキシコの外相およびCEPALの代表者らとともに、「統合的開発計画」の具体的な実現方法等について意見交換を行った。また、同計画は「エルサルバドル、グアテマラ、ホンジュラスおよびメキシコによる統合的開発プログラム（Programa de Desarrollo Integral de El Salvador, Guatemala, Honduras y Mexico）」という名称に変更された。

外相たちから提示された優先的アクションは、今後各国の大統領府や省庁により検討される。その他のアクターとの対話プロセスも用意されている。

3 経済

(1) 2018年、インフォーマルセクターの割合が70.6%に上昇

国立統計院(INE)は、2018年6月に当国の雇用状況に関する調査(ENEI 1 2018)を実施し、当国のインフォーマルセクター(路上商売等その活動が行政の管理下になく、統計等にも含まれないような経済活動)就業率は70.6%、失業率は2.8%であったと発表した。これは、2017年11月~12月に実施した調査(ENEI 3 2017)におけるインフォーマルセクター就業率69.7%および失業率2.1%をわずかに上回る結果である。アギレラ労働社会保障大臣は「インフォーマルセクター就業率の増加は、当国の労働市場を構造的に改革する必要があることを示している」と述べた。

(2) フェゴ火山噴火のコーヒーへの影響

1月22日、全国コーヒー協会(ANACAFE)は、6月のフェゴ火山噴火により、エスキントラ県のコーヒー農園は大きな被害を受け、将来の収穫を確保するため、農園を噴火被害のない別の土地に移転する必要があると発表した。ANACAFEによると、噴火による火山灰は2,500マンサナ(約1,750ヘクタール)のコーヒー農園に影響を与え、その内80マンサナ(約56ヘクタール)は二度と使用できない状態である。

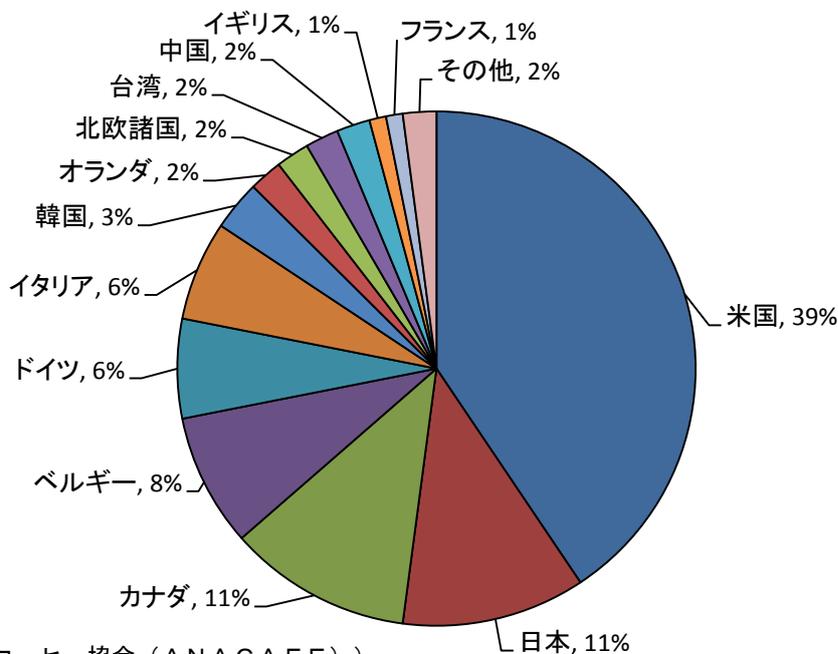
そのような被害を受けたのは、サンミゲル・ロス・ロテス集落、ドン・パチヨ集落、ラ・トリニダー集落(いずれもエスキントラ県)である。同地域は、国家災害対策調整委員会(CONRED)により居住禁止区域と指定され立ち入りが制限されているため、噴火以来、農園を持つコーヒー生産者らは同地域で作業をすることがほとんどできていない。グアテマラコーヒー生産者のための農業協力連盟(Fedecocagua)によると、フェゴ火山によりグアテマラコーヒー生産の35~50%が被災し、2,500万ケツァル(約3億5,800万円)を超える損害が生じた。

(3) 米国へのグアテマラコーヒー輸出量

全国コーヒー協会（ANACAFE）によると、2017年－2018年のグアテマラコーヒー収穫高は440万キントール（約20万トン）で、輸出先第1位は米国で、同国は総輸出量の39%を占める（グラフ1）。Specialty Coffee Expoなどの米国で開催されるコーヒーの国際的展示会へグアテマラコーヒー生産者がたびたび招待されている。

グアテマラコーヒーはヨーロッパおよびアジア諸国にも多く輸出され、ヨーロッパ諸国は2017年－2018年の総輸出量の28%、アジア諸国は20%を占める。国別では輸出先第2位は日本およびカナダ（いずれも11%）、3位はベルギー（8%）である。

＜グラフ1：2017-2018年におけるグアテマラコーヒー輸出先＞



(出典：全国コーヒー協会（ANACAFE）)

4 治安・社会

(1) バス運転手に対する恐喝

国家文民警察によると、グアテマラシティ周辺においてバス運転手に対する恐喝が多く発生しているルートは8つある(表1)。

ある運転手は「地域によるが、恐喝を行うのは主に「バリオ18」または「マラ・サルバトルーチャ」(いずれも青少年凶悪犯罪集団マラスの一組織)の2グループで、それぞれに500ケツアル(約7千円)ずつ定期的に支払う。仕事を続けるために我々はみかじめ料を払うしかない」と述べた。

運転手に加え乗客も常に危険にさらされている。ある乗客は「恐喝犯らは夜10時頃の乗客が少ない時間帯にバスへ乗ってくる。先日も不審な男らが夜バスに乗り運転手と何か話した後、運転手から小包のような物を受け取り降りていった。みかじめ料を受け取ったのだと思う」と述べた。

なお、みかじめ料を支払ったバスの窓には、それを示すマークがペイントされている場合がある(写真1)。ただし、みかじめ料を支払ったバスが再び襲撃される事件も発生している。

＜表1：首都周辺における恐喝発生ルート＞

ルート	経路
204	国立サンカルロス大学(USAC)(第12地区)～Anillo Periferico 道路～Centro Historico (第1地区)
203	Proyecto 4-3 (第6地区)～Anillo Periferico 道路～USAC (第12地区)
40R	ミスコ市第3地区～ルーズベルト道路～Colon 公園(第1地区)
37	Colonia Bethania (第7地区)～Anillo Periferico 道路～第1地区 20 Calle
36	Colonia Amparo (第7地区)～San Juan 道路～La Ternimal (第4地区)
23	El Milagro (ミスコ市第6地区)～San Juan 道路～La Ternimal (第4地区)
22	Sacoj (ミスコ市第6地区)～San Juan 道路～La Ternimal (第4地区)
1	Hipodromo del Norte (第2地区)～Centro Historico (第1地区)～Vista Hermosa (第15地区)

(出展：人権擁護官事務所(PDH))

<写真1：みかじめ料を支払ったバスの窓に付けられるマーク>



(出典：1月26日付プレッサ・リブレ紙)

◇主要経済指標◇	2019年	2018年		2017年	2016年
	1月	12月	11月		
インフレ率（前年同月比）	4.10%	2.31%	3.15%	5.68%	4.23%
貿易収支（百万ドル）	未発表	△652.1	△830	△7,407.7	△6,553.5
輸出（百万ドル）	未発表	930.9	856.7	10,982.0	10,449.3
輸入（百万ドル）	未発表	1,583.0	1,686.7	18,389.7	17,002.8
外貨準備高（百万ドル）	12,452.4	12,755.6	12,472.7	11,769.5	9,160.4
外国からの送金（百万ドル）	688.0	843.3	757.0	8192.2	7,159.9
為替レート（対ドル月平均）	7.72	7.73	7.70	7.35	7.60

(出典：中銀，国立統計院) 注) 本年より前の年の為替レートは年平均